

普通交付税不交付団体における 財源充実に関する要望

令和6年6月

普通交付税不交付団体 神奈川県内7市町
(鎌倉市、川崎市、藤沢市、厚木市、海老名市、寒川町、箱根町)

地方公共団体においては、今後も増加が見込まれる子ども・子育て支援の充実をはじめとした社会保障関係費や、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現、防災・減災対策などへの対応が求められている。

普通交付税の不交付団体は、地方交付税制度における普通交付税の算定上の財源超過となっており、「財政的に豊か」というイメージを持たれているが、これは、地方交付税を配分するための算定結果であり、実際の行政需要との間には大きな乖離が生じている。

地方交付税による地方公共団体間の財源の不均衡の調整に加え、各省庁独自で財政力指数に基づく、国庫支出金の割り落としなどが行われており、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金の割り落としなどを見直すべきである。

さらに、ふるさと納税による個人住民税の減収分は、普通交付税の算定において反映されるものの、不交付団体においては、その減収分が全額純減となることとなり、財政に大きな影響を与え、看過できない状況にある。

また、現行の企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）については、制度の期間が令和6年度末となっているが、引き続き、全ての地方公共団体においては、地方創生に取り組む必要があることから、制度の延長を行うとともに、対象範囲を見直す必要がある。

については、国において、こうした不交付団体の状況を改めて理解していただくとともに、交付団体・不交付団体を問わず、地方の財源充実が図られるよう、次のとおり要望する。

要 望 事 項

- 1 国の制度改正等により、減収や地方負担などが生じる場合には、地方交付税ではなく全額国費による財政措置を講ずること。また、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金の割り落とし等を行わないこと。
- 2 現在のふるさと納税制度は、個人住民税の流出が大きく、特に不交付団体における行政サービスの提供に著しい影響があるため、制度の改善を図ること。
また、所得税控除相当額が自治体負担となるふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税減収分を全額国費で補填すること。
- 3 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の対象期間が令和6年度末となっているため、制度を延長するとともに、対象範囲を見直すこと。

令和6年6月28日

総 務 大 臣 松 本 剛 明 様
内閣府特命担当大臣 自 見 英 子 様

鎌倉市長 松 尾 崇
川崎市長 福 田 紀 彦
藤沢市長 鈴 木 恒 夫
厚木市長 山 口 貴 裕
海老名市長 内 野 優
寒川町長 木 村 俊 雄
箱根町長 勝 俣 浩 行